認定経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

利上げ時代の資金繰りリスクに備える「モニタリング強化型特別保証」活用のすすめ

金利上昇や原材料費・人件費の増加により、中小企業の資金繰りを取り巻く環境は厳しさを増しています。資金不足の兆候を早期に把握し、金融機関などと連携して経営を支える「モニタリング強化型特別保証制度」をご紹介します。

今、中小企業の資金繰りに何が起きているか

トリプルコスト圧迫

金利上昇やコスト増により、企業の資金繰りにかかる負担が重なっています。



原材料費高騰



人件費増加



借入利息増加

黒字でも安心とは限りません

損益計算書（PL）が黒字でも、手元資金が不足すれば、支払いに行き詰まるおそれがあります。

なぜ「気づいた時には手遅れ」になるのか

落とし穴① 月次での財務・資金繰りチェック不足



決算時や半期ごとの数字だけでは、資金繰り悪化の予兆を見落とすことがあります。

落とし穴② 金融機関への相談の遅れ



手元資金が不足してから相談すると、追加融資や返済条件の見直しなどの選択肢が限られることがあります。

「後手の資金繰り」から「先手の予兆管理」へ！

毎月の数字を把握し、変化を早期に捉えることで、資金に余裕があるうちに対策を検討できます。

「先手の予兆管理」を支える制度『モニタリング強化型特別保証』

※詳細は公式サイトをご確認ください

対象者	認定支援機関と連携し、月次管理と経営状況等の報告を誓約する中小企業者		
保証限度額	2億8,000万円	保証料率	年0.45～1.90%
補助後の実質負担	年0.23～0.95%	保証割合	80%（責任共有対象）
保証期間	10年以内（一括返済の場合は1年以内）		
取扱期間	2029年3月31日保証申込受付分まで		

保証料を国が補助

2027年3月31日までの保証申込分は、保証料のおおむね半分を国が補助します。

※2027年4月1日以降の申込分は、補助の有無・補助率は未定です。

借りた後はどうなる？5事業年度の「予兆管理」

① 毎月：財務・資金繰りを確認

認定支援機関と連携し、毎月の財務状況や資金繰り状況を把握します。

② 年1回：モニタリング報告

認定支援機関と報告書を作成し、金融機関へ提出。金融機関を通じて信用保証協会にも報告します。

③ 変化があれば：早期に報告・対応

資金不足の兆候などがあれば速やかに報告し、事業者・認定支援機関・金融機関・信用保証協会の4者で支援方針を共有します。

業績が悪化してからでは遅い。「平時の今」こそ、資金繰りの備えを！
資金調達を検討中の方や将来の経営リスクに備えたい方は、まずは当事務所へご相談ください。

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 優遇金利での資金調達
- 創業支援

など・・・



▼動画でも▼
ご視聴できます